

令和元年（行ウ）第634号 助成金不交付決定処分取消請求事件

原告 株式会社スターサンズ

被告 独立行政法人日本芸術文化振興会

## 準備書面（2）

令和2年10月21日

東京地方裁判所民事第51部1A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 四宮 隆史



上記当事者間の頭書事件につき、原告は、次のとおり弁論を準備する。なお、本書面における用語は、特に断りがない限り、原告がこれまでに提出した書面におけるものと同一の意味を有するものとする。

## 第1 はじめに

被告は、被告準備書面（1）において、助成金が税金から賄われること（被告準備書面（1）14頁）や「行政の本質」（同22頁）などといったことから、公益性の観点を考慮すべき旨述べ、さらに、公益性の観点の考慮は「法律の要請」である旨主張する。

しかし、被告が考慮すべきと主張する「公益」とは、およそすべての行政作用ないし国家作用に当てはまる一般的抽象的な公益であり、本件処分で考慮すべき具体的な内容を伴う公益ではない。公益性の観点の考慮は「法律の要請」であるからこそ、本件処分にあたっては被告の根拠法令の要請に沿った内容の「公益」を考慮しなければならない。そして、振興会法3条が「芸術そのほかの文化の向上に寄与する」（同法3条）ことが被告の活動目的であると定めている以上、本件処分に係る「公益」とは、文化芸術の向上についての国民の一般の利益であり、かかる公益を実現できるか否かが本件処分における要考慮事項でなければならず、その他の事項は考慮すべきではない。

にもかかわらず、被告は本件処分を下すにあたって、振興会法の趣旨・目的を放念し、極めて曖昧で漠然とした一般世論を想定した「公益性」にとらわれてしまったと考えざるを得ない。被告準備書面（2）において、「アンケート調査」という、質問内容によって質問者が意図する回答を導くことも可能な、極めて恣意的・誤導的な方法による特定の意見で公益性の存在を証明しようとしたことが、まさにその証左である。被告は、アンケート調査による特定意見こそが「公益」であり、その他の多様な少数の意見あるいは専門的見地からの意見は考慮するに値しない、と主張しているに等しいが、これが伝統文化も含む我が国の文化芸術の向上のために日々懸命に活動している独立行政法人の立論なのかと目を疑うばかりである（これが被告の本音ではないことを切に願う）。

以下、原告は、本件処分にあたって考慮すべき「公益」とは、文化芸術の向上についての国民一般の利益であることを、根拠法令を示しながら主張し、本件処分は、

本来考慮すべき公益を考慮せず（考慮不尽数）、他の事項を考慮した（他事考慮）違法な処分であることを主張するとともに、本件処分が、表現の自由を始めとする、憲法が保障する国民の権利を不当に侵害するものであることを改めて強く主張する。

## 第2 被告準備書面（1）に対する認否

### 1 「第1 請求の原因に対する認否」に対する認否

#### （1）被告準備書面（1）6頁2行目～10行目について 争う。

「令和2年度助成対象活動募集案内」（甲10）記載の「助成対象活動に出演するキャスト又は製作に関わるスタッフ等が犯罪などの重大な違法行為を行った場合には、『公益性の観点』から助成金の交付内定や交付決定の取消しを行うことがあります。」（同28頁「不正行為等に係る処分」の第3段落参照）との文言（追加された一文）は、仮にそれが被告の主張するとおり例示であるとしても、すべての出演者（キャスト）及び映画製作に関わる多くのスタッフや関係者の違法行為が起こるか否かの事前の予測を申請者に事実上課すものであり、それはおよそ不可能な予測である。また、映画製作会社がキャスト等のプライベートな活動を監視したりコントロールしたりできるものでもない。さらに、そのような不可能な予測が外れ、交付内定や交付決定を取消された場合に、申請者が資金繰りなどにつき極めて厳しい運営を迫られることになる。ゆえに、多くの映画製作会社は、申請にあたって極めて不安定な地位に立たされることになるのであるから、そのような助成金が交付されることを計算に入れて映画製作することはせず、助成金の応募・申請をすることはしないことになる。

このようなことからすると、被告は、上記追加された一文をもって、「全ての関係者が重大な違法行為を行わないようコントロールできる自信がないのであれば、助成金の応募はしないでください」との意思を示しているに等しいこと

であるというほかない。

(2) 被告準備書面（1）7頁「（3）」について

最終的に本件内定を行うか否かを決定するのが被告理事長であること、被告理事長が芸術文化振興基金運営委員会の答申を踏まえて本件内定を行うことについては認めるが、劇映画専門委員会が内定に係る審査を行うものではないとの主張については否認ないし争う。

助成金の交付内定をする場合、映像芸術部会から付託を受けた劇映画専門委員会が、映画作品についてその文化的芸術的価値を審査・検討した上、その価値が高いものと認め、これを受け、被告理事長が最終的に本件内定を行うものである。そして、かかる映像芸術部会は、芸術文化振興基金運営委員会から付託を受けているのであるから、劇映画専門委員会の審査結果は内定の認否を実質的に左右する性格のものである。したがって、劇映画専門委員会は内定に係る審査を行う機関そのものである。

(3) 被告準備書面（1）8頁9行目～26行目について

被告が、原告からの助成金交付申請書の受領を拒否したものではないことは、否認する。

原告が被告に対し、令和元年5月21日に、助成金交付申請書の電子データを電子メールで提出した後、電話で助成金交付申請書の原本を送付する旨を伝えたところ、被告から「待って欲しい」との回答があり、一旦は助成金交付申請書の原本の受領を拒否されている。

(4) 被告準備書面（1）9頁9行目の「なお、…」以下について

そもそも映画業界における「試写会」とは多義的であり、「試写会=一般向け、マスコミ向け」とは限らない。平成31年4月24日に行われた試写会は、被告

は「初号試写」と呼ぶが、映画業界において一般的に認知されている「初号試写」とは上映用の DCP (Digital Cinema Package) 素材による試写であるのに対して、同年 4 月 24 日に行われた試写会は、DCP 素材にする前のデータ素材での上映であり、被告も指摘しているとおり本件映画の製作関係者数名と文化庁担当者 1 名及び被告担当者 3 名のみが参加した、助成金交付のための要件（映画の完成確認）を充たすか否かを被告職員等が確認するためだけの「内覧」の意味合いが強いものであった。しかし、これもまた広義の「試写会」といえ、そもそも映画完成後に行われる様々な試写会をなんと呼ぶかは本件訴訟における争点になんら影響を及ぼさない。

むしろ、いみじくも被告が指摘したように、同年 4 月 24 日に行われた試写会が、一般向け、マスコミ向けではなかった、という事実こそが、本件処分によつて原告が被った不利益を如実に表している。同年 3 月 29 日に助成金交付内定決定がなされてから約 1 ヶ月が経過しているにもかかわらず、ようやく被告職員による完成確認のためのデータ上映による「初号試写」が行えたのみで、そのうえ助成金申請に向けた次のステップに進むことを止められてしまい、一般向け、マスコミ向けの試写会や劇場公開のための DCP 素材の制作すら行えなかつたということは、その間、原告は映画の一般公開に向けた準備を一切行えなかつたことを意味しており、原告にとっては大きな機会損失となつた。

被告担当者が原告に対し、今後の対応を質問した理由は不知。

(5) 被告準備書面 (1) 9 頁 24 行目 (下から 3 行目) 「原告本社を…」～10 頁 2 行目について  
認める。

(6) 被告準備書面 (1) 10 頁 3～6 行目について  
認める。

被告の主張するとおり、本件処分を行ったのは、被告代表者（行政機関）である被告理事長である。なお、原告が訴状で被告が本件処分を行ったと述べた趣旨は、（本件処分との関係で）行政機関としての被告理事長の行った本件処分（行政処分）の効果が（本件処分との関係で）行政主体としての被告に帰属することを述べる点にあったものである。

（7） 被告準備書面（1）10頁・4（2）（10頁24行目～13頁11行目）について

争う。この点は、「第4 被告の主張に対する反論」で主張する。

2 「第2 映画製作補助金交付の仕組み」に対する認否

（1） 被告準備書面（1）14頁「1」について

ア 「被告は、振興会3条の目的を達成するため、『芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動』に対する資金の支給その他必要な援助業務を行っている（振興会法14条1項1号イ）」ことにつき、認める。

イ 被告が本件要綱やその取扱細則を定めていることにつき、認める。

ウ 文化芸術振興費補助金が文化庁の予算すなわち税金から賄われるものであることにつき、否認ないし争う。

本件の助成金は、文化庁という国の行政機関とは別の独立行政法人である被告の支援業務（振興会法14条1項1号イ）として拠出される助成金であるから、それを「税金から賄われるものである」と評価するのは短絡的であり、あるいは飛躍がある。

（2） 被告準備書面（1）15頁「2」「（1）」（15頁12行目～17頁10行目）について

ア 本件要綱、その取扱細則において規定されている手続等の内容につき、認める。

イ 交付内定が、申請に先立ち、「助成を交付する予定があることを事実上表示するものである」（16頁23～24行目）点につき、認めるが、交付内定は「助成金に係る手続、執行を円滑に進めるため」だけのものではない。交付内定を受けた段階で、交付決定がなされることが通例であることから、申請者は特段の事情のない限り、映画等の作品に交付決定がなされることを前提に映画等の仕上げの作業や公開に向けた準備作業に着手することになるため、交付内定は、交付決定の不公平の防止に役立っているものである。

（3） 被告準備書面（1）17頁「2」「（2）」（17頁14行目～19頁17行目）について

ア 争う。この点は、「第4 被告の主張に対する反論」で主張する。

補助金適正化法6条1項自体が規制規範であるとしても、原告の主張の裁量権逸脱濫用等の違法事由を何ら否定するものではない。また、助成金の交付決定行為に裁量の余地があることも、同様に原告主張の違法事由を何ら否定する理由とはならない。

イ なお、被告は、振興会法14条1項1号による映画製作助成金等の交付は、「自由裁量行為」とされていると述べ、乙6・藤田論文の71・72頁を挙げる（17頁20～22行目）。しかし、乙6・藤田論文は、「自由裁量」の語を、被告の主張する補助金行政あるいは振興会法との関係で用いているものではない。さらに、藤田論文は、行政裁量の認められない「羈束行為」と区分する自由裁量行為の文脈で「自由裁量」の語を用いており（藤田論文71・72頁）、もとより完全な「自由」などではない。すなわち、乙6・藤田論文も、単に「裁量」とも呼ぶとも述べており（同71頁）、裁量（行政裁量）にも「限界」があると述べ、行政事件訴訟法

30条を挙げている（同72頁）。このように、被告は、裁量が「自由」であるのだと印象付けたいのかもしれないが、乙6・藤田論文は、被告の主張の根拠とならないものであるばかりか、むしろ、原告の主張を基礎づけるものである。

ちなみに、「自由裁量」という語は、裁量に限界がないような印象を与えることから、今日では、行政法の権威のある体系書で用いられることが多い。例えば、宇賀克也『行政法概説I〔第7版〕』（有斐閣、2020年）350頁は、「自由裁量」ではなく「行政裁量」という語を選択しており（同356頁も「自由裁量行為」ではなく「裁量が認められる行政行為」と記述しており）、塩野宏『行政法I〔第6版〕』（有斐閣、2015年）126頁も、「自由裁量」ではなく「行政裁量」あるいは「裁量」という語を選択しており（同127頁も「自由裁量行為」ではなく「裁量行為」という語を選択しており）、実務的にも、「裁量」「裁量処分」と称されることが今日では一般的になっている（川神裕「裁量処分と司法審査（判例を中心として）」（日独行政法シンポジウム報告）判例時報1932号（2006年）11頁）。

### 3 「第3 被告の主張」に対する認否

- (1) 「1」（被告準備書面（1）20頁3～17行目）について争う。
- (2) 「2」（被告準備書面（1）20頁20行目～21頁1行目）について争う。

被告理事長は必要な調査や要考慮事項（要重視事項）の考慮（重視）を行つておらず、考慮禁止事項を考慮している。

(3) 「3」（被告準備書面（1）21頁6行目～22頁13行目）について  
ア 「（1）」（被告準備書面（1）21頁6行目～22頁13行目）について  
争う。

前記「第2 被告準備書面（1）に対する認否」の2（3）のとおりである。

なお、同（3）本文第2段落で述べたとおり、今日では、一般に、「自由裁量行為」ではなく、裁量にも限界がある（行政事件訴訟法30条で明記されている）という意味で、単に「行政裁量」と呼ばれている。

また、被告は、旧行政不服審査法40条6項を挙げる（被告準備書面（1）21頁11行目以下）。この主張の趣旨は不明であるが、いずれにせよ、同項は、事情裁決について規定したものであり、「違法または不当」な処分について「棄却」裁決をなしうる場合についての要件を定めたものにすぎない。したがって、適法か違法かが問題とされている本件処分とは明らかに異なる局面の規定であるから、「例として」（同11行目）「挙げる」（同12行目）ことが不適當というほかない。

イ 「（2）」（被告準備書面（1）22頁4～13行目）について  
裁量が広い趣旨で「自由裁量行為」という語を用いているのであれば、争う。

この点は、訴状第2の4（2）ア（訴状12頁以下）等で主張したとおりである。

(4) 「4」（被告準備書面（1）22頁15行目～26頁10行目）について  
争う。

(5) 「5」（被告準備書面（1）26頁12行目～21行目）について争う。

#### 4 「第4 原告の主張に対する反論」に対する認否

(1) 「1」（被告準備書面（1）27頁15行目～23行目）について争う。

(2) 「2」「(2)」（被告準備書面（1）28頁18行目～29頁10行目）について

争う。

(3) 「3」（被告準備書面（1）30頁6行目～32頁3行目）について

ア 「(2)」（被告準備書面（1）30頁6行目～31頁14行目）について

争う。

被告は、いわゆる摂津訴訟東京高裁判決を引用する（被告準備書面（1）30頁8行目以下）。この被告の引用する判示は、保育所等に関する国庫負担金の交付についての「内示」が「交付申請をしたものと認めることは困難である」とする文脈での判示にすぎない。

しかし、①被告も引用するとおり「交付の予定の事実上の表示」ではあること、②同判決は内示が「慣行化しているもの」であると述べていること（被告が参考資料として提出した判例タイムズ419号50頁）、さらに、③同判決は「負担金交付の不公平の防止に役立ってきたものであった」と内示の機能を積極的に評価していること（同判例タイムズ419号50頁）、加えて、④本件の助成金の交付内定をする場合、映像芸術部会から付託を受けた劇映画専門委員会が、映画作品についてその文化的芸術的価値を審査・検討

した上、その価値が高いものと認め、これを受け、被告理事長が最終的に本件内定を行うものであり、映像芸術部会は、芸術文化振興基金運営委員会から付託を受けているのであるから、劇映画専門委員会の審査結果は内定の認否を実質的に左右する性格のものであり、内定に係る審査を行う機関そのものであること、⑤交付内定は④の劇映画専門委員会の文化芸術に係る専門的技術的観点からなされる審査をパスしたものであること、⑥交付内定は、公表された行政規則（審査基準）に基づきなされるものであること、⑦訴状第2の4（2）ア（訴状12頁19行目～14頁22頁）等のとおり、憲法上の人権や文化芸術基本法等の関係規定に深くかかわる性質の助成金であり、内定決定後の不交付が実質的な人権制限や萎縮効果を生じさせることからすれば、本件処分に係る交付内定には、申請者ないし申請予定者に対する一定の信頼が生じうるものというべきである。また、以上のことと加えて、⑧映画に出演したキャストの有罪判決といった文化芸術に係る専門的技術的観点とは関係のない事項に照らした判断については行政裁量の幅が（認められるとしても）狭いものとなるというのは合理的な解釈である。

したがって、本件処分に係る裁量の範囲は限定される。

イ 「（3）」及び「（4）」（被告準備書面（1）31頁16行目～32頁3行目）について  
争う。

（4） 「4」（被告準備書面（1）32頁5行目～40頁12行目）について  
ア 「（1）」及び「（2）」（被告準備書面（1）32頁5行目～33頁13行目）について  
争う。  
イ 「（3）」（被告準備書面（1）33頁15行目～36頁8行目）について

争う。

被告準備書面（1）34頁23行目「また、③の主張に…」からはじまる段落（35頁12行目まで）については、「第5　原告の主張」で後述する。

ウ 「（4）」（被告準備書面（1）36頁10行目～38頁1行目）について

争う。

本件出演者が本件映画の重要な出演者であるからといって、国民に国が薬物の使用を容認ないし軽視しているとの印象を与える具体的なおそれはないし、そもそもそのようなおそれは考慮禁止事項であるか、少なくともそれだけを重視して本件処分をすることには裁量権の逸脱濫用の違法があるというべきである。

エ 「（5）」～「（7）」（被告準備書面（1）38頁3行目～40頁12行目）について

争う。

（5） 「5」（被告準備書面（1）40頁14行目～42頁21行目）について

争う。

（6） 「6」（被告準備書面（1）42頁23～24行目）について

争う。

5 「第5 結語」（被告準備書面（1）43頁1～3行目）に対する認否  
争う。

### 第3 被告準備書面（2）に対する認否

#### 1 「第1 はじめに」（被告準備書面（2）3～4頁）に対する認否

一般論として認めるが、本件処分が公益に適合するものであり違法性がないという趣旨の主張であれば、否認ないし争う。

#### 2 「第2 主張補充事項①について」（被告準備書面（2）5～19頁）に対する認否

##### （1）「1」（被告準備書面（2）5～6頁）について

違法薬物の乱用や、そのことにより社会的勢力の資金源になっていることが、社会問題の一つであることは争うものではないが、本件処分の違法性とは何ら関係のない主張である。

##### （2）「2」（被告準備書面（2）7～19頁）について

###### ア 「（1）」（被告準備書面（2）7～9頁）について 認める。

なお、当然のことながら、本件映画においても、ピエール瀧氏の逮捕を受けて、再撮影を行った上で公開するのか、あるいは、既に完成された内容でそのまま公開するのかについては、原告を含めた製作委員会の構成員で、幾重もの協議を重ねて結論を出している。

###### イ 「（2）」（被告準備書面（2）9～12頁）について

###### （ア）「ア」（被告準備書面（2）9～11頁）について 否認ないし争う。

出演者が違法薬物の使用を行った場合に、映画公開の中止、代役による再撮影することが一般的な対応として広く認識されているとはいえない。

また、芸能事務所のマネジメント契約書、映画等の出演契約書、広告出演

契約書において、犯罪を行わないことを契約上の義務として課すことと、現に犯罪行為を犯した場合に、公開の中止や代役による再撮影するかどうかは、必ずしも結びつくものではない。

例えば、本年9月8日に大麻取締法違反で逮捕された俳優の伊勢谷友介氏に関しては、ピエール瀧氏と同様に、複数の肩書により多方面で活躍し、ピエール瀧氏と同等あるいはそれ以上に、日本国民に広く知られた人気の著名人であるが、公開が予定されていた映画については、基本的には、公開の中止や代役による再撮影、編集による出演シーンのカットはなされずに、そのまま公開されるようである（甲11から13）。また、原告が指摘しているようにピエール瀧氏が出演している映画についても、そのまま公開されている映画が複数存在する。

(イ) 「イ」（被告準備書面（2）11～12頁）について  
否認ないし争う。

ここでの原告の主張の意図が必ずしも明らかではないが、違法薬物を使用した俳優が出演する映画について「漫然と放映・公開等することにより、観客、視聴者その他世間一般から「薬物乱用を軽視している」等とバッシングを浴びたり、関係者の信用が毀損されるおそれがある」とした上で、「被告は、芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としながらも、他方で、映画製作助成金という原資を税金とするものについて、その自由裁量の範囲において公益に適合した交付決定の判断を行わなければならぬ。民間業者と同等、又はそれ以上の厳しい態度を求められていたのである。」と主張していることからすると、本件処分を行った理由としては、本件映画に助成金を交付する決定をすると、被告が国民からバッシングを浴びたり、被告関係者の信用が毀損されるおそれがあり、これを避けるために、本件処分を行ったかのようである。

しかし、そうだとすると、被告は、助成金を交付するかどうかを判断するにあたって、本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れ、本来過大に評価すべきでない事項を過大に評価しているため、裁量判断の方法、その過程に過誤があると言わざるを得ない。この点については、「第4 被告の主張に対する反論」、「第5 原告の主張」で詳述する。

#### ウ 「(3)」(被告準備書面(2)12~19頁)について

否認ないし争う。

本件映画に対し助成金を交付することが、いかなる理由によって、被告が「国は薬物乱用に対し寛容である」等のメッセージを発信することにつながるのか、漠然とではなく、具体的かつ明確に主張立証することを求める。

また、被告が依頼したアンケート調査は、本件処分の違法性を判断するにあたり、何ら意味がないものである。この点については、「第5 原告の主張」で詳述する。

#### 3 「第3 主張補充事項②について」(被告準備書面(2)19~20頁)に対する認否

不知。

### 第4 被告の主張に対する反論

#### 1 被告準備書面(1)の主張の要旨

(1) 被告は、「行政の本質」等から「公益性の観点」を考慮すべき旨述べる  
被告は、助成金が税金から賄われること(被告準備書面(1)14頁)や、「行政の本質」(同22頁)などといったことから、公益性の観点を考慮すべき旨述べる。

(2) 被告は、公益性の観点の考慮は「法律の要請」であると主張する

被告は、公益性の観点を助成金不交付決定（本件処分）において考慮すべきことは「法律の要請である」（被告準備書面（1）23頁）と述べた上で、①独立行政法人通則法1条1項、2条1項・2項、3条1項などを引き、「公共の利益」や「公共性の見地」等の上記「公益性の観点」に関連する文言を挙げ（同24頁）、また、②独立行政法人の「名称」が「独立行政法人日本芸術文化振興会」であることを規定した振興会法2条と、被告が「中間目標管理法人」であることを規定した振興会法3条の2を挙げ（同25頁）、さらに③旧法（旧行政不服審査法40条6項）（同21頁）まで持ち出して、「公益性の観点」を考慮しうる旨主張している。

## 2 被告の「公益性の観点」を考慮すべきとの主張は、何ら本件処分の適法性を根拠づける理由にならない

### （1） 被告が述べる「公益」は、およそ行政作用ないし国家作用の一般論との関係での抽象的な「公益」にすぎず、具体的な内容がない

被告の上記1（1）及び（2）の各主張は、いずれも一般論あるいは抽象論を述べたものに過ぎず、およそすべての行政作用ないし国家作用に当てはまる類の主張にすぎない。被告が述べるような不明確で漠然とした「公益性」の内容は、いかなる行政作用・行政処分にも妥当しうるものである。上記①～③の条文もまた、「公共の利益」や「公共性」の具体的な内容について規定したものではない。

つまるところ、被告は、一般的抽象的に「公益」を考慮すべきとだけ述べる（被告準備書面（1）22～23頁・4（1））が、その「公益」の内実についてはあえて踏み込んだ主張を展開しない。なぜなら、以下に述べるとおり、そのような主張を展開することは、関係法令の趣旨からは不可能だからである。

そこで、仮に、被告が述べるような一般的抽象的な意味あいでの「公益性の観点」を考慮しうるという立場に立つとしても、その場合には「公益」の具体

的な内容こそが問題とされるべきである。そして、その「公益」の具体的な内容は、個別法の関係規定から導かれる。すなわち、独立行政法人通則法 5 条が「各独立行政法人の目的は第 2 条 2 項（中略）の目的の範囲内で、個別法で定める。」と規定するとともに同法 27 条が「各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。」と規定し、また、同法 1 条 2 項が「各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。」と規定し、さらに、後述するとおり、被告の述べる「公益」は同法 1 条 1 項の「国が自ら主体となって直接に実施する必要のない」事務・事業のうち「民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」には該当するものとはいえないことから、被告の目的につき規定した振興会法 3 条や被告の業務の範囲につき規定した同法 14 条等により、本件処分に係る「公益」の具体的な内容が画定されるのである。以下、詳述する。

(2) 被告は振興会法 3 条にはあえて触れないが、同条にこそ「公益」の内実が具体的に記載されており、「公益」とは、文化芸術の向上についての国民の一般の利益である

被告は、本件処分に関して論じながらも、本件の助成金の目的が何かという具体論については、議論を展開しない。上記第 4 の 1 (2) ② (被告準備書面 (1) 25 頁 10 行目以下) のとおり、不自然にも振興会法 2 条と 3 条の 2 を挙げるが、肝心の独立行政法人日本芸術文化振興会の「目的」規定である振興会法 3 条（以下に掲げる規定、下線は引用者）をわざわざ飛ばしている。

その理由は、この目的規定に、被告が抽象的に述べる「公益」の内実が具体的に書かれているからである。

(振興会の目的)

第 3 条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸

術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第14条第1項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

さらに、被告は、振興会法14条1項柱書（以下に掲げる規定、下線は引用者）への言及も避けている。

(業務の範囲)

第14条 振興会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

ハ (略)

二～五 (略)

六 前各号の業務に附帯する業務

2 (略)

このように、振興会法3条には、被告があえて抽象的に主張するところの「公益」の内実が具体的に規定されている。また、振興会法14条1項柱書にも、同法3条の目的との関係で、「資金の支給」等の必要な援助が行われる旨の文

言が明記されている。つまり、本件処分に係る関係法令のうちの組織法の条文として決定的に重要な条文は、この同法3条である。

したがって、一般論抽象論として補助金・助成金交付に係る行政作用において「公益性の観点」を考慮しうるという立場に立つとしても、少なくとも被告による文化芸術活動への助成事業において考慮すべき「公益」の具体的な内容とは、「芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及」などの「文化の振興又は普及を図」（振興会法3条、14条1項柱書）り、もって「芸術そのほかの文化の向上に寄与する」（同法3条）ことである。このように、本件処分に係る「公益」とは、文化芸術の向上についての国民の一般の利益である。

(3) 「公益」が、文化芸術の向上についての国民の一般の利益であることは、  
文化芸術基本法からも基礎づけられる

文化芸術基本法の関係規定が本件処分の要考慮事項（要重視事項）として重要なものであることはすでに訴状16～18頁で述べたとおりであるが、本件処分に係る「公益」が文化芸術の向上についてのものであることとの関係で以下補足する。

文化芸術基本法は、「文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであること」（同法1条）、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であること」（同法2条3項）につき規定し、また、文化芸術に関する施策の推進に当たり、「文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない」（同条4項）、「多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない」（同条5項）と規定し、さらに、「映画」などの「メディア芸術」の「振興を図る」ためメディア芸術の「制作、上映」等への「支援」や「その他の必要な施策を講じるものとする」としている（同法9条）。そして、

本件映画すなわち『宮本から君へ』という「映画」（「メディア芸術」）の「振興を図る」ことや「支援」等に関する本件の助成金は、「文化の振興又は普及を図」（振興会法3条、14条1項柱書）り、もって「芸術そのほかの文化の向上に寄与する」（同法3条）性質のものであるから、文化芸術基本法の規定内容からも導かれる文化芸術の向上・発展・振興・支援といった事項を考慮・重視して交付されるものである。

したがって、文化芸術基本法の関係規定に照らしてみても、本件処分に係る「公益」とは、文化芸術の向上（発展）についての国民一般の利益であるといえる。

#### （4） 芸術的価値の考慮不尽

このように本件処分に係る「公益」の具体的意義が文化芸術の向上についての国民の一般の利益であることから、本件処分の裁量判断に係る要考慮事項・要重視事項は、助成金を交付することにより文化芸術の向上に寄与するか否ということに関する事項である。

そして、本件映画は、訴状19頁3行目以下記載のとおり、日刊スポーツ映画大賞・石原裕次郎賞の監督賞及び主演男優賞、報知映画賞の作品賞にノミネート、第64回ブルーリボン賞において真利子哲也監督が監督賞を受賞し、さらに本件訴訟の提起後に発表された、1926年から毎年行われている伝統的な映画賞である「キネマ旬報ベストテン（2019年）」で3位に選ばれるなど、文化芸術の向上（についての国民の一般の利益）に寄与する程度が極めて高い。また、その文化芸術性ないし芸術的価値の高さは、本件出演者が俳優として特定の役を演じているからといって何ら低減することはなく、むしろその芸術的価値を維持するために不可欠である。

したがって、被告は、本件処分の判断過程において、このような本件映画の文化芸術の向上に寄与する程度が極めて高いことを考慮していないか、あ

るいは軽視しているから、考慮不尽の違法がある。

#### (5) 関係法令から導かれない事項の他事考慮

他方で、振興会法 3 条の上記目的とはおよそ関係のない「違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まる危険」（被告準備書面（1）35頁）を防止するという事項は、本件処分に際して考慮あるいは重視することができるものではない。被告は、抽象的な内容の「公益」を考慮しうるという漠然とした一般論から、かかる事項を本件処分に係る考慮事項として考慮しうる旨述べる。

しかし、上記のとおり、映画製作助成金は振興会法 3 条の「目的を達するため」（同法 14 条柱書）に交付される性質のものであり、文化芸術基本法の関係規定にも照らすと、「公益」の具体的意義は文化芸術の向上についての国民の一般の利益であるから、被告の主張には論理の飛躍がある。

そもそも、行政組織は、専門知識を必要とする業務を効率的に遂行すべく、組織を細分化して所掌事務を配分し、それぞれの所掌事務の範囲（役割）や権限を明確化することが必要である（国家行政組織法 2 条 1 項参照）。そこで、独立行政法人通則法は、独立行政法人日本文化芸術振興会（被告）につき、同法 1 条 1 項の「〔①〕国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されが必要な事務及び事業であって、〔②〕国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、〔③〕民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を〔④〕効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人（中略）として、この法律及び個別法により設置される法人」（①～④は引用者）に当たり、かつ、同条 2 項の「中期目標管理法人」すなわち「〔⑤〕公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、

中期的な視点に立って、執行することが求められるもの（中略）を国が中期的な機関について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、〔⑥〕国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人」（⑤は引用者）に当たるものとされている。

この点につき、被告の目的は、独立行政法人通則法5条を受けた振興会法3条に規定され、被告の業務の範囲は、独立行政法人通則法27条を受けた振興会法14条に規定されていること、また、文化芸術基本法の前記各関係規定などからすると、独立行政法人通則法1条1項の①の事務・事業及び③の「民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」並びに同条2項の⑤の事務等は、文化芸術の向上に関する支援等に係る事務・事業であるといえる。また、違法薬物の取締や予防といった警察作用は、②の「国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもの」とはいえず、検察や警察機関、厚生労働省等の行政機関をして国が自ら主体となって直接に実施する必要があるもの（あるいはそれに準じるもの）といえる（なお、これらの行政機関から被告が警察作用に関する権限の委任を受けたり監督されたりしているわけでもない。）。さらに、助成金交付決定の内定後において映画作品等の出演者のほか関係するスタッフ等の全員につき私生活上犯罪を行うか否かは申請者自身は予見不能というほかなく、「違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まる危険」を考慮事項とできると解してしまうと、出演者やスタッフ、関係者の社会的な世間への影響力の大きさを被告（被告理事長）が判断することになり、その判断基準は漠然不明確なものであり、申請自体に際しての萎縮効果も甚大なものとなることから、同条1項の④「効果的かつ効率的に行わせる」という点（その趣旨）にも反する解釈となり問題である。同条2項の⑥「多様で良質なサービスの提供」を図るには、被告の述べる公益は考慮・重視すべきではなく、文化芸術の向上という公益を考

慮・重視しなければならないのである。

なお、独立行政法人日本文化芸術振興会（被告）も法人であるところ、民法33条2項は、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人（中略）その他の法人の成立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。」（下線は引用者）とし、同項にいう「公益」の内容として、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教」（下線は引用者）というより具体的な事項が列挙されている。振興会法3条も、このような観点から振興会の「目的」を明記しているのである。加えて、民法34条は「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を行使し、義務を負う。」（下線は引用者）と規定し、その権利能力の範囲を制限している。

このように、独立行政法人である被告は、あらゆる公益に関する事項を考慮あるいは重視できるものではない。

したがって、行政機関が国家作用につき「公益」を考慮しうるという一般論抽象論や被告の言及する独立行政法人通則法等の規定を理由に、被告が、振興会法3条の上記目的や同法14条の上記業務の範囲とはおよそ関係のない「違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まる危険」を防止するという事項を考慮あるいは重視したりできるということにはならない。むしろ、そのような事項を考慮ないし重視することは、被告の目的及び業務の範囲を逸脱する行政作用であり、公的な文化機関の職責を放棄するがごとき行為である。

したがって、被告は、本件処分の判断過程において、関係法令の趣旨目的等とは無関係の事項を考慮し、あるいは重視しているから、他事考慮の違法がある。

以上のとおり、本件処分は、その判断過程は極めて不合理であり、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである。

### 3 本件処分の憲法上の問題点について

(1) 被告は、原告が訴状及び意見陳述において、憲法上の問題点を主張したことに対し、本件処分は、本件映画の内容を問題とするのではなく、本件映画の制作・劇場公開を制約するものではないと述べる。

この点について、既に訴状及び意見陳述でも十分な主張を行っていると考えるが、重要な点であると考えるので、再度述べることにする。

(2) まず、映画制作のための助成金の交付という政策と憲法上の関係について述べる。

憲法21条は、「一切の」表現の自由を保障していることから、映画制作などの芸術表現の自由もその保護領域に含まれる。そして、「文化や芸術を維持・普及するためには一定の資源が必要であり、私人がそれを担うには限界がある一方で、優れた芸術や文化の存在は個人が新しい価値や情報に出会い、豊かな生を生きるために不可欠である。そのため文化や芸術を支えるために国家が大きな役割を果たすことになる。しかしながら、国家による給付が問題となっているにすぎないという理由で、国家がその給付に関して思いのままに様々な条件を付すことができるということを認めると、言論市場は著しく歪曲されることになる。」（長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』（有斐閣、2017年）350～351ページ〔阪口正二郎〕）ように、表現の自由自体は、国家からの自由ないし、規制からの自由を原則とするが、国家による芸術支援の結果、文化芸術についての表現を促進する機会が与えられることで、表現の自由の保障は促進される。

また、同13条後段が幸福追求権を保障し、国民の文化享受の権利を保障しているところ、国家による芸術支援が、文化享受の権利、表現の自由に資するものであることは明らかである。

さらに、同25条1項が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保

障しているところ、その「文化的」という文言に着目すれば、芸術支援のために公金を支出することは、憲法上の根拠を有する。

また、同26条が教育を受ける権利を保障しているところ、国家による芸術支援により国民の文化教養の充実を図ることを志向することは、同条の方向性に合致する。このことは、教育基本法12条1項「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」という部分と同2項「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」に具体化されている。

ゆえに、本件のような映画制作事業のための助成金を交付するという政策は、同21条を中心として、同13条、同25条、同26条、の観点からも要請されるものである。

(3) 次に、本件不交付決定が上記で述べた憲法上の権利を制約することを述べる。

全国公開の規模の映画制作は、多大な費用を要する。その上、映画事業は単なる制作にとどまらず、広告・宣伝についても多額の費用を要する。また、興行成績も不透明であり、結果的に制作費・宣伝費等の各種経費を回収できず、赤字になってしまふ映画制作も稀ではない。経費の一部に充てるため、助成金の交付を受けることで、費用面において、映画制作は促進される。本件映画においても、助成対象経費は7816万8000円で、助成金の額が1000万円であり、助成金の額が映画制作費用の13パーセント弱も占めていることからすれば（甲3）、助成金の有無が本件映画の事業全体にとって極めて重要な要素であったことは明らかである。

本件映画は、一度は、被告理事長により助成金の交付決定の内定通知が出され、原告は、本件の助成金の交付を受けることを前提に資金繰りを行

い、本件映画の制作を行ったものである。本件以前に、内定通知が出された後に不交付決定になった事例は一件もない以上、不交付決定により助成金が交付されなければ映画制作のための資金繰りに多大な影響を及ぼすことは自明である。

原告としても、1000万円にも及ぶ助成金の交付を得ることができず、制作費用、編集費などの各種費用の支払いのために、資金繰りに窮した。この点について、被告は、交付内定を受ける前に映画を完成済みであることを取り上げるが、原告としては申請をした以上、交付を受けることを期待して映画を制作しているのであるし、制作費用の大半の支払いは、交付内定後である平成31年4月1日以降になされるものであることから、交付の内定を受けて各種経費を支払うための資金繰りの計画を行う以上、不交付になることで原告の資金繰りに影響が出ることは避けられないと言える。

(4) 続いて、本件不支給決定が、原告の表現の内容に対する制約であることを述べる。

本件不支給の理由が、本件映画に出演していた俳優が有罪判決を受けたことにあるところ、それは、映画という表現において欠かせない俳優の属性に着目したものであることは明らかである。特定の俳優の出演を理由に不支給になるとすれば、映画制作者は、その俳優の出演を見送って助成金を受けるか、それとも、その俳優を出演させて助成金を受け取ることをあきらめるかの選択を迫られることになり、映画制作に多大な影響を与える。これが、原告の映画という表現の内容に対する制約に当たることは争いがないところだと考える。

(5) さらに、不支給決定が、映画制作一般に及ぼす影響について述べる。

原告への本件不支給決定は、他の映画関係者にも影響を及ぼすものである。訴状14頁でも述べたように、原告以外の助成金の交付を受けようと

する映画制作会社等にとっても、不交付決定を受けないように万全を期すべく、すべての出演者の将来の不祥事を映画制作会社等が事前に予測し、これを確実に把握してキャスティングや脚本等を検討するなどの対応が必要となるが、それは不可能である。将来のことは、予測しようがない。その結果、助成金の申請行為自体を控えることになり、ひいては映画の制作を躊躇することにもつながる。

なお、被告は、本件処分が、理由として、特別かつ具体的な事実を明確に述べているから、文化芸術表現活動全般に萎縮効果をもたらすような性質のものではないと述べる。

しかしながら、まず、被告が述べる「特別」の趣旨が不明である。仮に、珍しいケースというような語義であるとしても、珍しいケースであるからこそ文化芸術活動を行うものには鮮烈な印象が残るので、一定の効果は避けられないのではないか。珍しいケースであるから処分をしてもよいという論理は暴論である。

また、交付に当たっての根拠規定にも規定されていない要件により不交付決定がなされている本件処分の後では、助成金の申請を検討する一般国民が、処分庁による恣意的な処分がなされるおそれがあるとの認識を抱かざるを得ず、その結果として、表現活動に対する萎縮効果をもたらすこととは明らかであると言わざるを得ない。

(6) 以上述べたように、本件不支給決定により、原告の表現の自由をはじめとする憲法上の権利が侵害され、さらに、他の映画制作者の映画制作を躊躇させるような萎縮的効果が生じていることは明らかであると言える。

また、映画は制作するだけにとどまらず、映画館での上映やネット配信などの方法によって一般公開することが前提であり、そのための準備作業や広告・宣伝も映画事業の極めて重要な要素であることに鑑みれば、映画制作のみならず、制作した映画の広告・宣伝等のPR活動も、映画制作者

に保障すべき「表現の自由」の対象となるのは当然である。もし助成金の内定取り消しや不交付決定により、PR活動に支障が生じるのであれば、自然とPR活動を控えようとする萎縮効果も生まれる訳であるから、本件処分のような曖昧な基準による助成金不交付決定の可能性は、映画事業全体に対する萎縮効果を与えるものであり、映画制作者の「表現の自由」を侵害することは明らかである。

## 第5 原告の主張

### 1 本件映画への助成金の交付により、被告が「国は薬物乱用に対し寛容である」等のメッセージを発信することにならないこと

(1) 被告は、「麻薬取締法違反により有罪が確定した者が出演している本件映画に国の事業による助成金を交付することは、薬物濫用が深刻な社会問題の一つとなっている中、国が薬物の使用を容認ないし軽視しているようなメッセージを国民に発信するおそれがあり、そのことが公益性の観点から適当でない」（被告準備書面（1）42頁）と述べる。

しかし、この点には、重大な事実誤認があり、以下において詳述する。

(2) 本件出演者が、本件映画の「重要な出演者」（被告準備書面（1）36頁）の一人であることは原告も同様の認識であり、だからこそ、原告は、被告の本件出演者のシーンを差し替えるなどの編集の求めには応じられなかつたのである。

もっとも、本件出演者が重要な出演者の一人であることからといって、必然的に、「国が薬物の使用を容認ないし軽視しているようなメッセージを国民に発信する」ということにはならない。本件出演者が重要な出演者であるか否かは本件映画を視聴してみなければ判らないところ、①本件映画を実際に見る視聴者は、本件映画に薬物を使用するシーンが全くなく、違法薬物を称賛・容認するような内容でもなく、本件出演者が演じる役も

薬物犯罪を連想させるような役では全くないことを認識していること、②原作漫画でもそのようなシーンがないこと、③本件映画のようにノンフィクション映画ではない映画において各出演者が現実に存在する人間とは別の役どころ（他者）を演じていることは公知の事実であって誰でも分かつてのことであり、例えば暴力団の抗争等を出演者が演じる映画を見ても視聴者が同じように殺害行為を行うようになるものではないこと（甲8参照）、④本件映画は原告が製作したものであり、本件出演者とは別の法人格をもつ株式会社であって、助成金の交付は本件出演者個人ではなく原告に交付されるものであることや、本件映画には他の出演者や関係者が多数存在することから、助成金が本件出演者個人に交付されるものと誤解する者は通常皆無であること、⑤本件映画に助成金が交付された旨の表示が本件映画のエンドロールなどでなされても、一般通常人を前提とする限り、その表示を目にして、被告が薬物の使用を容認ないし軽視しているようなメッセージを国民に発信したと感じる視聴者が現実に存在するとは容易には想定しがたいこと、⑥本件出演者は懲役1年6月という有罪判決を受けているのであるから「国が薬物の使用を容認ないし軽視」していないことは明らかであることからすると、仮に本件映画に助成金が交付されても、本件映画を視聴し、国が「薬物の使用を容認ないし軽視」したという真逆のメッセージを発したと捉える国民が現実に存在するとは容易には想定しがたいこと、⑦本件出演者は重要な出演者とはいえ、主演（主役）ではなく、出演シーンの時間も全129分のうち合計約11分であり、全体の約9パーセントに満たないこと、⑧以上のことから、本件出演者が出演したシーンを見て報道された犯罪事実を想起したり、何らかの違和感を感じる者がいることはあっても、それを超えて、「国が薬物の使用を容認ないし軽視しているようなメッセージを国民に発信」したと捉える者は通常考えられず、そのような見方は一種の偏見ないし不合理な見方と言わざるをえ

ない。

したがって、被告の主張する「国が薬物の使用を容認ないし軽視しているようなメッセージを国民に発信するおそれ」は不合理で観念的な想定ないし偏見であり、また、そのような具体的なおそれも生ずるものではない。

(3) 加えて述べると、映画の中には、違法行為をテーマにした内容や、劇中で違法行為を描写するものも非常に多く存在し、その中には、違法行為を助長又は促進させる要素を多分に含んでいる映画も多い。

一例を挙げると、2018年に公開された是枝裕和監督の『万引き家族』(カンヌ国際映画祭で最高賞のパルム・ドールを受賞している。)は、その題号から推知することができるよう、万引きで生計を立てる家族の物語であり、この映画の中では、小学生が日常的に万引きを行う描写、さらには、未就学児(演者の佐々木みゆは公開当時6歳)にまで万引きをさせる描写や、高齢者である樹木希林が悪びれることもなく窃盗を行う描写などが含まれている。

この『万引き家族』にも、被告からの助成金が交付されており、そのエンドロールには、「助成」として、大きな「文化庁シンボルマーク」とともに、「文化庁文化芸術振興費補助金」、「映画創造活動支援事業」、「独立行政法人日本芸術文化振興会」とクレジット表記されている。

窃盗罪は、重大な犯罪行為であり、東京万引き防止官民合同会議によれば、万引による被害額は、年間約4600億円になるのではないかとも言われており、日本社会で蔓延する深刻な社会問題の一つである(甲14)。とりわけ、近年では、少年の万引きのうち、小学生による万引きの割合が年々増加傾向にあり、また、万引き検挙者における高齢者の割合が年々高くなっている、小学生や高齢者による万引きは、特に深刻な状況になっている(甲14、甲15)。

『万引き家族』には、深刻な社会問題である万引きを、助長又は促進さ

せる要素が含まれているが、そのような映画に被告が助成金を交付したとしても、映画製作への助成と、犯罪行為の撲滅とは、異なる次元の問題であるから、「国は万引きに寛容である」というようなメッセージを発信することにならぬのは明らかである。そうであるからこそ、被告からの助成金が交付されている。

本件映画は、ピエール瀧氏が建設会社のサラリーマン役として出演していることのみであり、劇中で違法薬物に関する描写は一切なく、違法薬物を助長又は促進させるような内容は含まれていない。犯罪行為を助長又は促進させる要素が多く含まれている映画への助成金交付と比較すると、本件映画に助成金を交付したとしても、より一層、国が犯罪行為に寛容であるというメッセージを発信することにはならないはずである。

これは、違法薬物を使用したピエール瀧氏が、警察に逮捕され、検察官に起訴され、裁判所によって有罪判決が下されており、当然のことながら、「国が違法薬物の使用に寛容ではない」姿勢を明確に示している状況であることを踏まえると、被告が主張するようなメッセージを発信することにならぬことは、より明らかなことである。

重大な社会問題については、国がその解決に取り組んでいかなければならぬが、振興法3条に基づく被告が存続する目的から考えて、こと薬物乱用に関しては、被告がその解決に取り組む問題ではない。厚生労働省をはじめとした行政機関が取り組む問題である。

## 2 被告が調査依頼したアンケート結果について

- (1) 被告が調査依頼したアンケート結果は、本件処分の違法性を判断するにあたって、何ら意味のないものであること

被告は、本件映画に助成金を交付することは、被告が国民に対し、「国は薬物乱用に対し寛容である」、「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は

大目に見てくれる」といったメッセージを発信することになると主張し、実施されたアンケート調査の結果（乙24の1から4）は、これを裏付けているなどと主張している。

しかしながら、このアンケート結果については、①助成金の交付が適切ではないとの回答の中には、違法薬物を使用した俳優が出演していること以外の理由に基づいて、助成金の交付が適切ではないと回答しているものが多く含まれていること、②アンケート調査にあたって、本件映画であることが特定されていないこと、③そもそも助成金の交付は、法令の趣旨、目的及び要件から判断すべきであり、国民の意見に沿って判断すべき事柄ではないこと、④本件の審理と何らの関連性もないことから、本件処分の違法性を判断するにあたり、何ら意味のないものである。以下、各事項について述べる。

(2) ①助成金の交付が適切ではないとの回答の中には、違法薬物を使用した俳優が出演していること以外の理由に基づいて、助成金の交付が適切ではないと回答しているものが多く含まれていること

例えば、アンケート調査2の回答によれば、以下のようない回答内容がある（乙24の4）。

- 「薬物とは関係なく、そもそもそういった助成金が利権や癒着の匂いしかしないので、反対だが、自分が何をしても無駄なので関心がない。」  
(ID: 960124)
- 「そもそも映画に何故税金で助成金交付をするのかが疑問です。映画は娯楽ですし、全員が平等に見れる物ではあるけど、税金が使われて  
いる意味事態がないと思われます。」(ID: 18202875)
- 「他にもっと有効な税金の使い方があると思います。映画等の娯楽の  
為ではなく少子高齢化が進む中、介護をしなければならない為止むを得ず仕事についていない人への援助や妊娠の際の助成金、出産後の児

童手当等もっと若者に向けた使い方をして欲しいです。」（ID：25900931）

- 「そもそも何で映画制作に国の税金が使わなくてはならないのかが理解できない。」（ID：701386）
- 「そもそも映画の製作活動に国から助成金を出すのはどうかと思う。」（ID：7990629）
- 「なんで制作活動に私達の税金が使われるかが分からぬ」（ID：27380935）
- 「しかしなぜ、映画製作をするにあたって、国から税金を支払っているのかが気になるところである。国民全員が観るとは限らない、劇場でのみ上映で限られた人しか観ないであろう作品に税金を使うのがよく分からない。」（ID：18472537）
- 「有罪判決を受けた俳優が出演している映画という前に、そもそも映画撮影に国の税金を使うことに疑問がある。もっと必要な使いかたがあると思う、コロナ、災害、国の借金がどんどん増えることが心配である。」（ID：6805087）
- 「血税は国民の安全や健康のために使われるべきもので、娯楽等への助成金はなされるべきものではない。」（ID：6255372）
- 「そもそも映画の助成に税金を交付する必要がない。」（ID：3264412）

以上の回答が示すとおり、被告による質問に対して、国の税金の使い方として適切ではないと考える回答者の中には、「違法薬物を使用した俳優が出演しているかどうかではなく、そもそも映画製作に助成金を交付することが適切ではない」と考えている者が多く含まれている。

そして、被告は、アンケート調査1のQ2（乙24の3）を踏まえて、7

割の回答者が、違法薬物使用の罪で有罪判決を受けた著名な俳優が出演している映画の製作活動に対して、税金を原資とする助成金の交付を適切だと考えないと回答したとも主張している。しかし、そこには、違法薬物を使用した俳優が出演しているから適切ではないと回答したのではなく、違法薬物を使用した俳優が出演しているかどうかにかかわらず、そもそも映画製作に助成金を交付することに反対であるから適切ではないと回答したものが多く含まれているのである。

なお、アンケート調査2には、以下のように、違法薬物を使用した俳優が出演する映画であっても、その製作に税金を交付することに賛成の回答も多い（乙24の4）。

- 「別にもんだいない 映画の内容が薬物の影響で、教育上良くない等ない限り別で考えるべき」（ID：23625314）
- 「芸術作品は出演者の個人的な案件とは別問題だと思います。しかも、薬物犯罪なら直接的な被害者も居ない事もあり、助成を受けて制作、上映しても構わないと思います。」（ID：4130621）
- 「映画に対しての助成金であって俳優に対してではないから良いのではないかでしょうか。」（ID：23475870）
- 「他の出演者には罪はないため、税金の使い方としては問題ないと思われます。実際に違法薬物を使っていたかどうかは、監督や他の出演者は解らなかつた訳ですから。」（ID：23742242）
- 「映画自体に罪はなく<sup>い</sup>と思うので、別になんとも思わない。色々優先順位があるとは思うけど、どうでもいい事に使われるくらいなら映画の作製にでも役に立ててくれればいいと思う。」（ID：25839933）
- 「確かに、その人が出演しているけれども、映画には莫大な費用がかっているので、助成金はやむを得ないと思います。それに、映画には

たくさんの人人が関わっており、その人達にお金が支払われないことになつてしまつたら報われないです。」（ID：15950012）

- 「映画の内容に問題なければ支給すれば良いと思います。」（ID：11122）
- 「結論から申し上げると俳優の犯した犯罪は当然許されるべきことはない。しかし、映画の製作活動に助成金を交付するのは賛成である。理由は犯罪と助成金の交付の問題はわけて考えなければならないからである。」（ID：25256427）
- 「違法薬物を使用した俳優は罰せられるべきですが、作品やその制作に携わる人々には罪はありません。芸術作品を守るという観点からも、助成金交付は問題ないと思います。」（ID：24469317）
- 「助成金の交付目的と、キャストの1人が違法薬物の使用とに関連性がないため、問題ないと思う。」（ID：14316203）
- 「映画に対しての助成金であるならば、税金の使い道としては、かまわないかと思います。」（ID：26503142）

これらはあくまで一部だが、アンケート調査2の回答者314人のうち、100人以上の者が、違法薬物を使用した俳優が出演する映画製作に税金を交付することに反対的回答をしていない。

### （3）②アンケート調査にあたって、本件映画であることが特定されていないこと

助成金の交付が適切かどうかを判断するにあたっては、当然のことながら、その助成対象の内容を把握する必要がある。しかしながら、アンケートの質問内容によると、助成対象の映画が特定されていないため、回答者は、助成対象の内容を把握せずに回答しており、また、本件映画を観てすらもない前提で

回答しているのであるから、助成金交付の適切性を判断する前提を欠いている。

例えば、ID：21577365の回答は、以下のように回答し、映画の内容を把握していない。

「映画の内容にもよるだろうけど・・・国が税金から助成金を交付ってのは有罪判決とは別に何も関係ないと思う。映画は映画、薬物使用は薬物使用。まったく関係ないことで、なんとも思わないです。ただ、嫌がる人はいそうです、悲しいですね！」（乙24の4）

また、被告が依頼したアンケート調査では、「著名な俳優」や「メインキャスト」などの文言を用いている。しかし、「著名な俳優」だけでは、その「著名」の程度が明らかではない。また、「メインキャスト」も多義的で、そこには「主演」も含まれるため、違法薬物を使用したとする俳優が「主演」であると誤解して回答している可能性も高く、本件映画でのピエール瀧氏のように、上映時間129分のうち、わずか11分程度しか出演していないことを念頭に回答しているものではない。

したがって、本件映画であることを前提にアンケート調査を行った場合には、調査結果が大きく変わる可能性があるため、証拠としての意味をなさないと評価すべきである。

(4) ③そもそも助成金の交付は、法令の趣旨、目的及び要件から判断すべきであり、国民の意見に沿って判断すべき事柄ではないこと

「第4 被告の主張に対する反論」等で述べたとおり、被告が助成金の交付を判断するにあたって、最も考慮しなければならないのは、対象となる映画に助成金を交付することによって、「芸術その他の文化の向上に寄与する」かどうかという点である。助成金の交付によって、被告が犯罪に寛容であるとのメ

ッセージを発信することになってしまうのではないか、その結果、社会全体で違法薬物に対する許容的な態度が広まってしまうのではないか、ということは、被告が助成金の交付を判断するにあたって、本来考慮に容れるべき事項ではなく、又は、本来過大に評価すべき事柄ではない。

そもそも、被告は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため」（独立行政法人通則法2条1項）に設立された独立行政法人である（振興会法2条）。

ところで、国民は、必ずしも法令の趣旨や目的を正確に把握しているわけではない。例えば、先に指摘したように、アンケート調査の回答者の多くは、映画製作に助成金を交付すること自体を疑問視しており、映画製作に助成金が交付される趣旨や目的を把握していない。そのため、助成金の交付にあたっては、被告が依頼したアンケート調査の結果が示すように、国民から、法令の趣旨や目的を踏まえない不適切な意見やバッシングがなされることもある。

そして、助成金交付に関する業務を民間の主体に委ねてしまうと、法令の趣旨や目的を踏まえない不適切な意見やバッシングであったとしても、不適切な意見やバッシングがなされること自体を危惧して、法令の趣旨や目的を満たす助成金すら交付されないおそれがある。民間の主体に委託すると必ずしも実施されないおそれがあるからこそ、独立行政法人である被告が助成金の交付の業務を担っているのである。

したがって、被告が助成金の交付を判断するにあたっては、振興会法の趣旨及び目的である「芸術その他の文化の向上に寄与する」かどうかという点を、最も重視すべきである。助成金の交付によって、被告が犯罪に寛容であると国

民に受け取れられてしまうのではないか、その結果、社会全体で違法薬物に対する許容的な態度が広まってしまうのではないかという点は、本来考慮に容れるべき事項ではなく、又は、本来過大に評価すべき事柄ではないはずである。

#### (5) ④本件の審理と何らの関連性もないこと

被告は、被告準備書面（2）において、被告が国民（20代以上の男女）を対象に実施した「本件アンケート」により、回答者の97.1%が、「コカインや覚せい剤などの違法薬物の乱用の問題が、人間の生命を奪い、社会や国の安定を脅かすなどの深刻な社会問題の一つだと思」うと回答したこと、回答者の7割が、本件映画と同様に、違法薬物使用の罪で有罪判決を受けた著名な俳優が出演している映画の製作活動に対して、税金を原資とする助成金の交付を「適切だと考え」ないと回答したこと、回答者の約6割が「助成金を交付することは、国が違法薬物使用を大目に見ているというように感じ」と回答したこと、回答者の7割以上が「国は違法薬物使用を大目に見ているというように感じる人はいると思」うと回答したことから、本件不交付決定が公益に適うものであったと主張している。

しかし、被告の立論は、要するに、「公益」は専門的知見を有さず議論を深めたわけでもない一般人のアンケート結果における相対多数によって決まるものであるという、あまりに粗雑なものである。

公益とは、公共の利益、広く社会一般の利益をいうが、その内容の定義については一義的には決まらず、この概念を用いている規定の趣旨、目的に照らして合理的に判断すべきものと考えられている。そのように解しなければ、国家活動のあらゆる場面において、「公益=相対多数の利益=国家自体の利益」という誤った構図に基づき、犯罪抑止のようなお題目の下に人権も社会の多様性をも顧慮しない政策が「公益」に適うものとして推し進められることになってしまう。「公益」の具体的な内容は、あくまで「公益」概念を用いている具体的

な法令の趣旨、目的に照らして、合理的に、すなわち専門的知見が必要な場合にはそのような知見を備えた専門家の判断に従って、判断されなければならぬのである。本件において「公益」として考慮要素に含まれるのは、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及、芸術その他の文化の向上（振興会法3条）に関する事項、すなわち文化芸術の向上についての国民の一般の利益に限られる。

特に、本件で問題となっている文化芸術活動への助成については、一般国民は、なぜ国が私人の文化芸術活動を税金を使って助成する必要があるのか、国がそのような責務を行わなかった場合に文化芸術活動はどうのようになってしまふのか、映画製作において助成金が支給されるのは製作の前なのか後なのか、助成金が支給されないことが製作会社及び製作活動にどういった影響を与えるのかという情報をほとんど持っておらず、本件のようなケースにおいて助成金を支給すべきであるかの判断を適切に行う能力を有していない。エンターテインメントが大きな成功を収めるような市場だけだと、質は高いけれど経済的に成功する見込みが薄いような芸術作品は、一般市民の目に触れる機会がないが、こうした機会を創出するところに公的助成の意義がある。そうであるからこそ、被告のような専門家集団が、政治から自律して、専門的知見から、その判断を行う必要があるのである。

加えて、アンケート調査の結果は質問の書きぶりによっていかようにも変わることが一般に指摘されている。本件訴訟が係属した後に被告が自己の主張を補強する目的で行った「本件アンケート調査」の結果が、国民の意識を適切に反映したものである保証は全くない。

このように、被告の立論は「公益」の捉え方を誤った暴論であって、その基礎となっている「本件アンケート調査」は、国民の意識を適切に反映したものであるかについても深刻な疑問があり、本件の審理と何らの関連性も認められない。

## (6) 小括

以上から、被告が調査依頼したアンケート結果は、本件処分の違法性を判断するにあたって、何ら意味のないものである。

### 3 本件処分によって原告が被った事業上の不利益ないし支障

「文化芸術振興費補助金 平成31年度助成対象活動募集案内 映画製作への支援」（甲7）8頁記載のとおり、助成金は「助成対象経費…（略）…の範囲内で、かつ、交付決定した年度内に支払が完了する経費に限られ」と記載されていること、同17頁に「①助成対象経費」は「製作企画費」「スタッフ費・キャスト費」「製作費」が該当すると記載されていること、及び、同18頁の（注1）に「P. 9 「完成時期とそれに対応する要望書等提出期間」の表中「完成時期」の期間外に支払が完了するものについては、交付すべき助成金の額を確定するに当たり、算入することはできません」と記載されていること等から、被告の助成制度による助成金の使途は、助成対象活動の「完成時期」の期間中に支払われる「製作企画費、スタッフ費・キャスト費、製作費」に限られることが認められる。

この点、原告が助成金交付要望書を提出したのは平成30年11月22日であるから、原告が要望した助成金は、甲7の9頁「完成時期とそれに対応する要望書等提出期間」に記載するところの「第1回募集」の単年度助成であり、その「完成時期」は平成31年4月1日（月）～平成32年3月31日（火）と定められていることから、原告が内定通知を受けた1000万円の助成金は、平成31年4月1日から平成32年3月31日に支払いを行う「製作企画費、スタッフ費・キャスト費、製作費」にあてられる予定であった。

つまり、原告は、原告の令和2年7月21日付準備書面（1）記載のとおり、確かに平成31年3月12日に本件映画を「完パケ」させることができたもの

の、同月 29 日に助成金交付の内定通知を受けた時点では、少なくとも 100 万円以上の製作費が未払いの状態であったのであるから、「助成金の交付がなくても映画を完成させることはできた」という認識は明らかに誤っており、むしろ「助成金がなければ映画を完成させることはできない」状態だったのである。

もちろん、助成金の内定が下りなければ、その時点で 1000 万円相当額の追加出資や追加融資などの資金調達手段を講じることになっていたであろうが、ピエール瀧氏の逮捕後でもある平成 31 年 3 月 29 日に助成金の内定通知を受けたことで、当然ながら原告としては製作費を助成金から捻出できるとの期待を抱き、1000 万円相当額の資金調達は行わなかった。

にもかかわらず、関係法令にも本件要綱にも一切記載のない「公益性の観点」という曖昧かつ漠然とした理由により、内定通知から 3 ヶ月も経過した後に助成金を不交付とする本件処分が下されたことによって、原告は令和元年 7 月以降、急遽 1000 万円相当額の製作費を調達するべく資金繰りに奔走するという極めて切迫した状況に陥ったのである。助成対象経費の総額の 13 パーセント弱もの資金を調達することは、原告のような中規模の映画会社にとっては決して容易なことではない。

これは、たまたま原告が平成 31 年 3 月中に映画を「完パケ」していたからまだ良かったものの、一般的には、同年 3 月下旬に助成金の内定通知を受けた時点で映画がまだ「完パケ」していないことも十分にあり得ることであり、このようなケースでは、助成金の内定通知から 3 ヶ月後に内定取消や不交付決定が下されることによって、資金繰りが立ち行かなくなり、映画制作そのものを断念せざるを得なくなる可能性は高い。

このように、本件処分によって、原告は製作費の大きな割合を占める金額の資金繰りを強いられる、という不利益を被ったが、原告が本件映画を完成させ、公開できたのは、原告がたまたま同年 3 月中に本件映画を「完パケ」できたか

らであり、「完パケ」が同年4月以降になっていた場合は映画の完成すらも危うかったのであるから、本件処分は、映画製作の可否そのものに大きな影響を与えるものだったというべきである。

さらに、助成金の交付が決定した場合、映画のエンドロールやポスター・チラシ等に「文化庁シンボルマーク」等を表示しなければならない、とされているところ（甲7の29頁）、原告は、令和元年9月の本件映画の劇場公開に向けてその年の4月から8月にかけてマスコミや業界関係者向けの試写会や、一般向けの試写会を行い、ポスター・チラシなどの宣伝用の素材の制作なども進めなければならない状況にあったにもかかわらず、被告によって助成金交付・不交付の決定を留保され続けたため、原告は、同年7月に入るまで本件映画の上映用のDCP（Digital Cinema Package）素材やポスター・チラシ等を作成することが全くできなかった。同年9月公開の映画で、2ヶ月前まで公開に向けた宣伝活動が一切できない、というのは映画事業にとっては致命的なことである。

そのうえ、結果的に助成金の不交付が決定したため、原告は宣伝活動とともに資金繰りにも奔走せざるを得なくなり、本件映画を十分に宣伝告知するための活動ができなかった。

以上のとおり、本件処分の前に本件映画が「完パケ」していたからといって、映画製作そのものに支障がなかった訳ではなく、むしろ原告は1000万円相当額の製作費を捻出しなければならないという切迫した状況に追い込まれ、宣伝素材の制作や試写会が後ろ倒しになり、十分な広告宣伝活動ができなかった、という不利益を被った。

本件以外のケースであれば、前述のとおり映画製作そのものを断念せざるを得ないことも十分あり得たのであるから、助成金の交付・不交付の決定は、映画製作という表現活動の可否に甚大な影響を与えるものであることは論をまた

ない。

以上